

平成24年7月24日

子ども政策課

電話：0742-34 4792

奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項の公表について

奈良市では、待機児童の解消や多様化する保育ニーズ等に対応するため、7月24日から、設置対象地域内において新設による認可保育所の設置及び運営を行う事業者を募集し、2か所の保育所を新設する予定です。

1 募集の趣旨

本市では、平成21年から合計特殊出生率が若干の回復傾向にあり、出生数も増加していることから、何らかの施策を講じなければ、ここ数年間は待機児童数のピークを迎えるものと考えられます。今まさに、待機児童の解消が喫緊の課題であることを念頭に、このピーク時の待機児童を解消するとともに、多様化する保育ニーズに対応するため、安心こども基金を活用して公募により民間の認可保育所2か所を新設します。

2 日時等

平成24年7月24日から募集要項公表

平成24年8月6日午後5時までに参加表明書を提出

平成24年8月31日午後5時までに応募申請書及び提出書類受付

平成24年9月中に第一次及び第二次審査

平成24年10月中に事業候補者(2者)の決定

3 設置対象地域

最優先地域：近鉄富雄駅周辺

優先地域：近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺、近鉄新大宮駅周辺

その他の地域：近鉄学園前駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺、JR奈良駅周辺

駅周辺とは、奈良市内で駅からおおむね半径1km以内

4 整備する施設

事業者自らが土地の取得等及び施設の建設整備を行い、認可保育所を運営するものとします。

児童福祉法に定める認可保育所

平成24年度中に着工すること

定員は90名(0歳から5歳児まで)

基本開所時間 午前7時～午後6時(11時間)

延長保育時間は2時間以上とします。

5 その他

詳細は、別添「奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項」のとおりです。

奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

奈良市（以下「市」といいます。）は、待機児童の解消や多様化する保育ニーズ等に対応するため、新築整備や既存施設の増改築などによる保育所の整備を進めております。

安心して子どもを生み育てられる環境づくりの実現に向け、スピード感を持って待機児童の解消に取り組むため、今回、設置対象地域内において、新設による認可保育所の設置及び運営を行う事業者（以下「事業者」といいます。）を募集します。

2 募集の概要

（1）設置対象地域及び設置箇所数

募集する保育所の設置対象地域（別紙1）は、次のとおりとし、2箇所設置します。

区 分	対象地域
最優先地域	近鉄富雄駅周辺
優先地域	近鉄学研奈良登美ヶ丘駅周辺、近鉄新大宮駅周辺
その他の地域	近鉄学園前駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺、JR奈良駅周辺

- ・1つの駅周辺に1箇所までとします。
- ・応募については、1法人につき1箇所とします。
- ・駅周辺とは、駅からおおむね半径1km以内とします。（奈良市内に限る。）
- ・現状の待機児童数と今後の保育需要の増加を踏まえて、最優先・優先・その他の地域に区分しています。なお、最優先・優先地域への応募は、審査の際に加点されます。

（2）整備する施設の概要

本事業は、事業者自らが土地の取得等及び施設の建設整備を行い、認可保育所を運営していただくものです。認可保育所の整備に関して、事業者は関係する法令の規定に基づく施設基準を満たすとともに、いずれの設置対象地域においても保育所設置運営については、本募集要項に定める条件を満たすことが必要となります。

施設種別	児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める認可保育所
工事着工年度	平成24年度中に着工すること。
定員	90名（0歳児から5歳児まで）
開所時間	基本開所時間 午前7時～午後6時（11時間） 延長保育時間は2時間以上とします。

3 応募資格

応募資格は、次のとおりです。

- (1) 応募日現在、法人事務所の所在地が近畿圏（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）内にある社会福祉法人。ただし、以下の者は、上記に準ずるものとして応募資格を有します。

応募日現在、法人事務所の所在地が近畿圏（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）内にあり、認可保育所を運営している者で、平成 25 年 6 月 28 日（金）までに社会福祉法人設立登記が完了でき、かつ、現在運営している認可保育所の全ての施設の運営主体を、社会福祉法人へ変更するための申請手続きを行うことができる者

上記による応募の場合、平成 25 年 4 月 26 日（金）までに法人設立登記申請書類一式の写しを、平成 25 年 6 月 28 日（金）までに法人登記事項証明書及び各施設の運営主体の変更書類をそれぞれ市へ提出してください。

応募後、上記事項を満たさなくなった場合は、応募資格を有しないものとし、応募は無効とします。

- (2) その他、応募する事業者は、次の事項を満たす者としてします。

施設を利用する保護者はもとより、地域との信頼関係を築ける事業者であること。

児童福祉事業に熱意と見識を有し、認可保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会信望を有していること。

「保育所保育指針（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 141 号）」（以下「保育所保育指針」といいます。）を十分に理解し、市の保育行政について積極的に協力できる事業者であること。

事前協議、地元説明会に出席すること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者でないこと。

宗教活動や政治活動を目的とした事業者ではないこと。

本募集要項にて提示する条件を厳守できること。

その他法令等に違反する事業者でないこと。

- (3) 応募に対する制限

次に掲げる者は、前記「3 応募資格」の有資格者であっても、本事業に応募することはできません。また、応募者は次に掲げる者から直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

審査委員会委員及びその家族

審査委員会委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者

審査委員会委員が大学に所属する場合において審査委員会委員の研究室に所属する者

- (4) 失格基準

次の各号のいずれかに該当する場合、その提案に係る応募者は失格とします。

提出書類に虚偽の内容を記載した場合

提出方法、提出先及び提出期限の条件に適合しない場合

提出書類を提出した者が審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めた場合

その他不正行為があった場合

4 用地等

安定的・継続的に保育所運営をするため、次の要件を満たすものとします。

- (1) 保育所を建設する用地は、事業者が所有若しくは取得見込み又は借地であること。ただし、借地の場合は保育所の建設に支障がないこと。
- (2) 保育所の設置場所は、保護者の利便性と現存する保育所との均衡を勘案して選定を行うこと。
- (3) 保育所の設置及び運営に関して、近隣住民の了承が得られる用地であること。
- (4) 保育所の認可を受けた土地及び建物等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。
- (5) 保育所の認可を受けた土地及び建物等の維持管理に要する費用は、事業者の負担とすること。
- (6) 借地については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - 土地の賃貸借期間が賃貸借契約において20年以上とされている場合
 - 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること
- (7) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。
- (8) 保育所の経営を行うために直接必要な全ての土地について、抵当権が設定されていないこと。

5 整備及び運営に当たっての条件

- (1) 施設の整備及び運営に当たっては、以下の法令等を遵守してください。
 - 児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等の関係法令
 - 奈良市民間保育所設置認可基準（別紙2）
 - 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）（バリアフリー新法）等の関係法令
- (2) 施設の整備に当たっては、次の事項を遵守し、市や関係各署の指示に従い、近隣の住民の意見や要望に対して誠実に対応してください。
 - 平成24年度中に工事を着工し、円滑な施設整備を行うこと。
 - 建物の外観は、周辺の住宅地の景観と調和するものとする。
 - 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。
 - 保育所の敷地内に、給食の材料搬入や緊急時等に利用する車両置場を確保すること。

なお、 の駐車スペースとの兼用は可とする。

屋外遊戯場（園庭）は、保育所敷地内に確保し、地表であることが望ましい。

施設の設計や工事の実施に当たっては、次の事項等について近隣の住民と十分に話し合い、市の指示に従うこと。

建物の位置と高さ（日照）・出入口の位置と構造・換気扇の位置と向き・窓等の位置と大きさ・植栽樹木等の管理・防音対策・工事騒音や振動・工事車両の搬出入経路・保護者や園児の安全な動線の確保と交通安全対策・近隣の住民より要望のある事項・その他協議が必要となる事項

（3）運営に当たっては、次の事項を遵守するとともに、市の子育て支援施策に理解と積極的な協力をお願いします。

基本事項

- ・定員は90名とし、0歳児から5歳児までの児童を受け入れること。
- ・基本開所時間は、午前7時から午後6時までの11時間とする。
- ・駐車場については、送迎の集中する時間帯に職員を配置して指導に当たらせる等、違法駐車による問題や交通事故等を未然に防ぐよう十分な対策を講じること。
- ・入所児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。

保育内容等

- ・特別保育事業のうち、2時間以上の延長保育事業及び障がい児保育事業を必ず実施すること。また、子育て支援の観点から、一時預かり事業や休日保育事業等についても追加で提案することは可能です。ただし、ご提案いただく事業の実施をお約束するものではありません。
- ・給食については、自園調理とし、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。なお、外部搬入は不可とします。
- ・保育内容については、「保育所保育指針」に基づいた保育計画と指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。
- ・特別な配慮や支援を必要とする児童の受入れに努めること。
- ・保護者との交流を図り、保護者の意見を保育所運営に反映させること。
- ・市立保育所等と連携・交流を行い、相互の保育の向上を図ること。
- ・定期的に福祉サービス第三者評価の受審に努めること。

職員配置

- ・保育に当たる職員は、保育士資格を有する者であること。
- ・施設長及び主任保育士は、実務経験がある正規職員とし、かつ保育所の専任であること。
- ・児童福祉施設最低基準を遵守すること。

6 施設整備・運営に当たっての助成制度

事業者が施設を整備・運営するに当たっては、次の助成制度を利用することができます。

- (1) 施設整備費補助・・・子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）
- (2) 運営費補助・・・奈良市民間保育所運営費補助金交付要綱（昭和61年奈良市告示第52号）に基づき補助する
保育所用地に関する補助制度はありません。

7 参加表明

応募しようとする者は、参加表明書（別紙3）を作成のうえ、期日までに提出してください。

8 応募方法

応募に当たっては、次のとおり書類を提出してください。

- (1) 参加表明書（別紙3）の提出
 - 提出場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課
 - 提出期限 平成24年8月6日（月） 午後5時必着
 - 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。提出期限日必着）
- (2) 応募申請書及び提出書類（「提出書類一覧」のとおり）
 - 提出場所 奈良市子ども未来部 子ども政策課
 - 提出期限 平成24年8月31日（金） 午後5時必着
 - 提出方法 持参に限ります。郵送等による提出は受け付けません。
土・日・祝日を除く平日午前9時から午後5時まで受け付けます。

9 事業者選定

事業者の選定は、市が設置する「奈良市民間保育所設置等選考審査委員会」の審査に基づき行います。

第一次審査及び第二次審査の結果、各設置対象地域の第1位の候補者に選定された事業者が、前記「3 応募資格」の要件を満たさなくなったとき、又は不正と認められる行為をしたことが判明した場合等は、第2位の候補者に選定された事業者を選定します。

選定の結果、該当なしとする場合もあります。

選定方法及び日程は次のとおりです。なお、状況により審査を追加する場合があります。

(1) 選定方法

第一次審査 書類審査

「第一次審査の内容及び配点」（別紙4）により審査を行います。

第二次審査（第一次審査通過事業者のみ対象）プレゼンテーション及びヒアリング審査

「第二次審査の内容及び配点」（別紙4）により審査を行います。

- ・必要に応じて法人が運営している施設の現地調査も行います。
- ・第二次審査には、必ず法人代表者（担当理事又は本事業の責任者でも可）と施設長候補者の出席をお願いします。
- ・審査については非公開とします。第一次審査と第二次審査の結果を総合的に判断し、事業者を選定します。なお、第二次審査については「奈良市民間保育所設置運営事業者プレゼンテーションについて」（別紙５）をご参照ください。

（２）選定日程

日 程	事 項
平成 24 年 7 月 24 日（火）	募集要項公表（募集要項等は奈良市ホームページからもダウンロードできます。）
平成 24 年 7 月 24 日（火） ～ 8 月 6 日（月）【午後 5 時必着】	参加表明書（別紙 3）受付期間
平成 24 年 7 月 24 日（火） ～ 8 月 3 日（金）【正午必着】	民間保育所設立公募に係る質問書（別紙 6） 受付期間（8 月 8 日までに回答します。）
平成 24 年 7 月 24 日（火） ～ 8 月 6 日（月）【午後 5 時必着】	民間保育所設立公募に係る説明会参加申込書（別紙 7） 受付期間
平成 24 年 8 月 8 日（水）	事業者募集説明会
平成 24 年 8 月 9 日（木） ～ 8 月 31 日（金）【午後 5 時必着】	奈良市民間保育所設置運営事業者公募申込書 （資料番号 1～19）受付期間
平成 24 年 9 月上旬	第一次審査 書類審査（第一次審査結果通知発送）
平成 24 年 9 月下旬	第二次審査 プレゼンテーション及びヒアリング審査
平成 24 年 10 月中旬	結果通知発送（全ての事業者にその旨を通知します。） 選定に関する異議等は受け付けいたしません。
平成 25 年 4 月 26 日（金）該当者のみ	法人設立登記申請書類一式（写し）提出期限
平成 25 年 6 月 28 日（金）該当者のみ	法人登記事項証明書及び各施設の運営主体の変更手続 書類 提出期限

10 その他

（１）質問方法

応募に関する質問は、平成 24 年 8 月 3 日（金）正午までに、「民間保育所設立公募に係る質問書」（別紙 6）により子ども政策課宛てに F A X 又はメールにて送付してください。

確認のため、送付した旨の電話連絡もお願いします。

受け付けた質問については、平成 24 年 8 月 8 日（水）までに奈良市ホームページに掲載し、

回答します。質問に対する回答及び関連して掲載する内容は、本要項と同等の効力をもつものとします。また、電話や来訪等口頭による質問は受け付けません。

(2) 応募上の注意事項

提出期間終了後の提出書類等の変更及び追加は、原則として認めません。ただし、市から指示した場合は除きます。

本募集要項及び別添資料は、応募の検討以外の目的で使用することを禁じます。

市が必要と認める場合、本公募に応募した事業者の名称及び提出書類等の内容（個人情報を除く。）を公表することがあります。

応募提出された書類の著作権は、それぞれの事業者に帰属します。ただし、市は、事業者の決定等に必要な場合には、提出書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類等については、返却しません。

応募に関する費用は、全て応募事業者の負担とします。

応募受付後に辞退する場合は、その旨を書面（辞退届等）により提出してください。

(3) 計画の変更について

事業予定者として決定された後の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ、認める場合があります。

【問い合わせ先】

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市子ども未来部 子ども政策課

(奈良市役所中央棟1階)

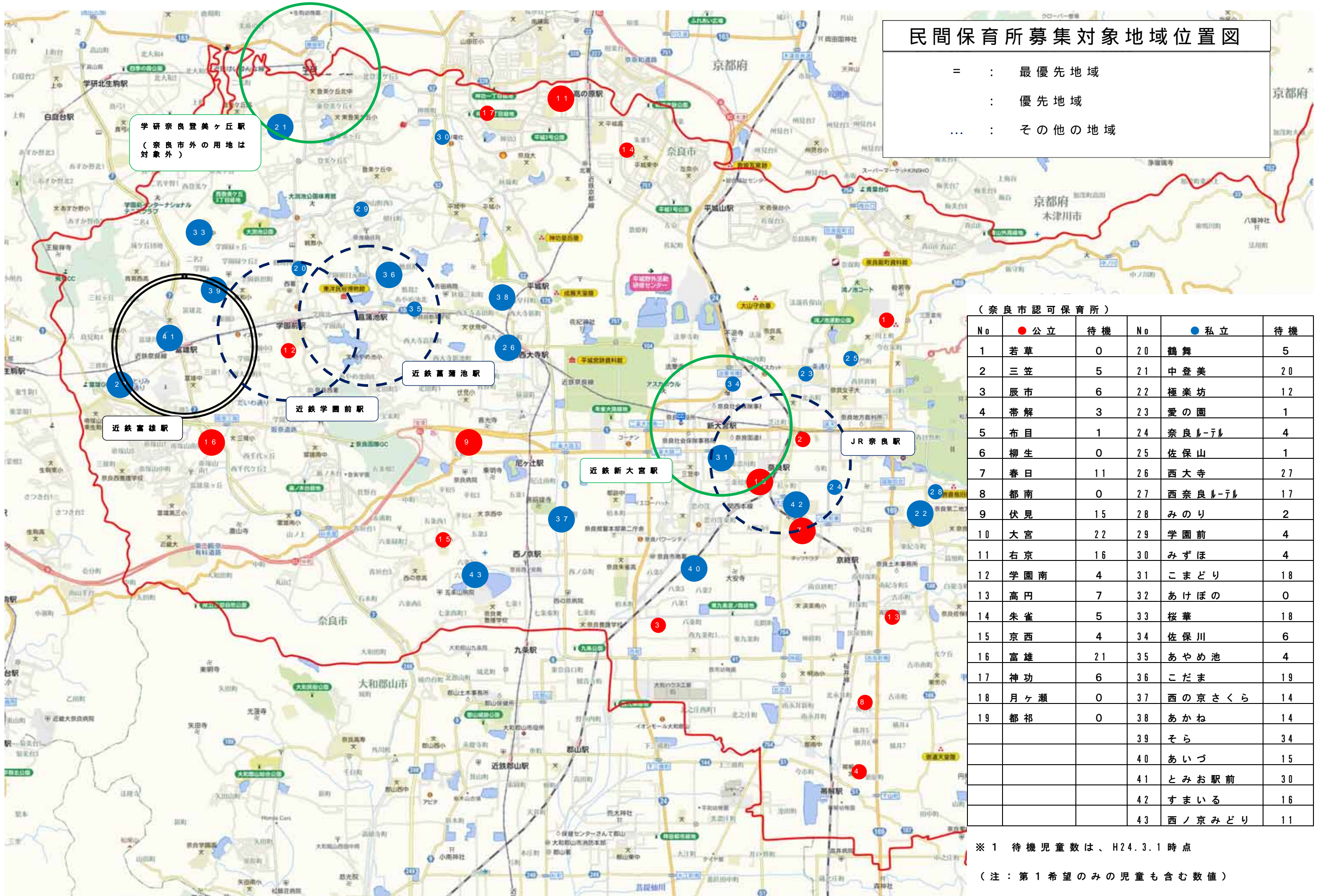
Tel 0742-34-4792

Fax 0742-36-4798

kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

民間保育所募集対象地域位置図

- = : 最優先地域
- : 優先地域
- ... : その他の地域



(奈良市認可保育所)

No	● 公立	待機	No	● 私立	待機
1	若草	0	20	鶴舞	5
2	三笠	5	21	中登美	20
3	辰市	6	22	極楽坊	12
4	帯解	3	23	愛の園	1
5	布目	1	24	奈良レール	4
6	柳生	0	25	佐保山	1
7	春日	11	26	西大寺	27
8	都南	0	27	西奈良レール	17
9	伏見	15	28	みのり	2
10	大宮	22	29	学園前	4
11	右京	16	30	みずほ	4
12	学園南	4	31	こまどり	18
13	高円	7	32	あけぼの	0
14	朱雀	5	33	桜華	18
15	京西	4	34	佐保川	6
16	富雄	21	35	あやめ池	4
17	神功	6	36	こだま	19
18	月ヶ瀬	0	37	西の京さくら	14
19	都祁	0	38	あかね	14
			39	そら	34
			40	あいづ	15
			41	とみお駅前	30
			42	すまいる	16
			43	西ノ京みどり	11

※ 1 待機児童数は、H24.3.1時点

(注：第1希望のみの児童も含む数値)

※ 2 待機が10人以上の圏は、大きな●で表示

奈良市民間保育所設置認可基準

制 定 平成 24 年 2 月 21 日 (子ども未来部長専決)

(目的)

第 1 条 この基準は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項の規定に基づく保育所（以下「保育所」という。）の設置認可（以下「設置認可」という。）及び認可内容の変更等について、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「最低基準」という。）その他法令に定めるもののほか、遵守すべき基準及び手続その他必要な事項を定めることにより、設置認可及び認可内容の変更等の適正化並びに円滑化を図ることを目的とする。

(認可要件)

第 2 条 保育所の設置認可については、次に掲げる要件を満たすものとする。

1 立地条件

保育所の立地については、次の条件に適合することとする。

- (1) 保育所を設置することについて、周辺住民への説明及び調整が、十分になされていること。
- (2) 児童の送迎のため、自動車及び自転車を駐停車する場所が確保されていること。

2 設置経営主体

保育所を設置し、経営する者（以下、「設置経営主体」という。）は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に基づき設立された社会福祉法人とする。ただし、この基準の施行日前において既に認可保育所を経営している社会福祉法人以外の設置経営主体が、保育所を新たに設置しようとする場合は、その設置しようとする保育所が認可を受ける日までに社会福祉法人を設立し、現在運営している全ての保育所の設置経営主体を社会福祉法人へ変更しなければならない。

3 名称

保育所の名称は、次の条件に適合することとする。

- (1) 公序良俗に反しないものであること。
- (2) 市内の認可保育所、認可外保育施設又は幼稚園に同一又は紛らわしいものがないこと。

4 定員

- (1) 定員

保育所の定員は60人以上とすることとする。ただし、「夜間保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日厚生省児童家庭局長通知)の規定に基づく夜間保育所(以下「夜間保育所」という。)については20人以上とする。

(2) 年齢別受入児童数

ア 保育所に受け入れる対象は、就学前の児童とし、年齢別の受入児童数は、各年齢同等数が、年齢が長じることにより増すこととする。

イ 年齢別受入児童数については、地域の保育需要を考慮の上、建物、設備及び職員配置に関するこの基準を遵守し、定めることとする。

ウ 年齢別受入児童数は、各年度の保育需要に合わせて、この基準を下回らない範囲内で弾力的に運用することとする。ただし、翌年度当初の児童数に留意することとする。

(3) 定員の弾力化

保育所の児童の受け入れは、定員の範囲内を基本とする。ただし、この基準に定める面積及び職員配置基準を下回らない範囲内において、当分の間、定員を超えて受け入れることができることとする。なお、連続する過去の2年度において常に定員を超えており、かつ、当該各年度の平均入所率(当該年度内における各月の初日の入所人員の合計数を各月の初日の認可定員の合計数で除した割合をいう。)が120%以上である場合には、定員の見直しを検討することとする。

5 構造及び設備

保育所の構造及び設備は、最低基準、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日雇児発第1225008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)及びその他法令に定めるもののほか、採光及び換気等の保健衛生並びに危害防止に十分考慮したものとし、次に掲げる基準によることとする。

(1) 乳児室又はほふく室の面積は、0歳児1人当たり 3.3 m^2 (有効内法面積)以上、1歳児1人当たり 3.3 m^2 (有効内法面積)以上を確保すること。

(2) 乳児用設備として、調理室以外の場所に調乳室及び沐浴室を設けること。

(3) 静養できる機能を有し、医薬品等を常備する医務室を設けること。ただし、カーテン等で区画できる場合は、事務室等と兼用できることとする。

(4) 調理室は、最低基準第32条の2の規定により食事の提供を行う場合においても、加熱、保存、配膳等を行うために必要となる設備を備えること。なお、調理室の衛生管理は、「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課・社会・援護局施設人材課・老人保

健福祉局老人福祉計画課・児童家庭局企画課長連名通知)の別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づくこと。

- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、2歳以上の児童1人当たり1.98㎡(有効内法面積)以上を確保すること。
- (6) 屋外遊戯場は、2歳以上の児童1人当たり3.3㎡(児童が実際に遊戯でき、屋根等がかかっていないこと)以上の面積を保育所と同一敷地内に設けること。

6 職員

保育所には施設長、保育士、調理員及び嘱託医を置くこととし、配置等は、次の基準によること。

- (1) 施設長(児童福祉法施行規則第37条第1項第3号の2に規定する福祉の実務に当たる幹部職員)

保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、常時その施設の運営管理業務に専従することができる者で、次のいずれかの要件を満たしていること。

- ア 児童福祉事業に2年以上従事した者であること。
- イ 社会福祉法人日本保育協会が主催する保育所長新任保育所長研修会及び保育所初任保育所長研修会を受講し、修了した者であること。
- ウ 夜間保育所の施設長にあっては、保育士の資格を有する者であること。

- (2) 保育士

- ア 0歳児3人につき1人以上、1歳児及び2歳児6人につき1人以上、3歳児20人につき1人以上、並びに4歳児以上の児童30人につき1人以上を配置すること。なお、保育士の数は、各年齢の児童数を年齢別保育士配置基準数で除し、小数点以下1位未満の端数があるときはこれを切り捨て、各々を合計し、小数点以下の端数を四捨五入したものとする。
- イ 定員90人以下の施設にあっては、アに掲げるもののほか、1人以上の保育士を配置すること。
- ウ 保育士の数は、保育所1につき2人を下ることはできない。
- エ 保育士は、常勤の職員を確保することを原則とする。
- オ 0歳児が6人以上入所している保育所にあっては、保健師又は看護師1人を配置するよう努めること。この場合において、常勤の保健師又は看護師1人に限り最低基準上の保育士とみなすことができることとする。

- (3) 調理員

- ア 定員40人以下の保育所においては1人、定員41人以上150人以下の保育所においては2人、定員151人以上の保育所においては3人以上配置するよう

努めること。

イ 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に定められた要件を満たし、給食業務の全てを委託する施設については、アの規定にかかわらず、調理員を置かないことができることとする。

(4) 嘱託医

嘱託医及び嘱託歯科医を1人以上確保すること。

7 開所時間について

保育所の開所時間は、1日につき連続した11時間以上とすること。ただし、この基準の施行日前において既に認可を受けた保育所においてはこの限りではない。

8 休所日

保育所の休所日は、次に掲げるとおりとする。ただし、休日保育を実施する保育所はこの限りでない。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(土地・建物)

第3条 土地・建物については、次に掲げる要件を満たすこと。

1 土地

(1) 設置予定地が市街化調整区域である場合、都市計画法上の開発許可の見込みがあること。

(2) 設置予定地が農地である場合、農地転用許可の見込みがあること。

(3) 設置予定地には、原則として抵当権等の制限物権がついていないこと。

2 建物

(1) 保育所を設置しようとする設置経営主体が自ら新設し、所有権を有するものであること。

(2) 既存建物の利用でないこと。

(土地の貸与)

第4条 土地の貸与を受けて設置する保育所の設置認可については、下記の要件を満たすものとする。

1 既設法人が保育所を設置する場合

既に第1種社会福祉事業(社会福祉法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる

ものに限る。)又は第2種社会福祉事業のうち保育所を経営する事業若しくは精神障害者社会復帰施設を経営する事業を行っている社会福祉法人(以下「既設法人」という。)が国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けて保育所を設置する場合は、次の条件を付すものとする。

(1) 貸与を受けている土地については、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 土地の賃貸借期間が賃貸借契約において20年以上とされている場合

イ 貸主が地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(2) 賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

(3) 保育所の経営を行うために直接必要なすべての土地について、抵当権が設定されていないこと。

2 既設法人以外の社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から土地の貸与を受けて保育所を設置する場合においても、前項の規定に掲げる条件を付すものとする。

(設置認可の承認)

第5条 保育所の設置認可については、当該地域周辺の保育所入所待機児童数、人口及び就学前児童数の状況並びに周辺の開発状況、交通利便性等の地域の現状及び将来の動向を踏まえ、その必要性を精査して、「奈良市民間保育所設置等選考審査委員会設置要領」に規定される「奈良市民間保育所設置等選考審査委員会」の承認を得ることとする。

(設置認可及び認可内容変更手続)

第6条 保育所の設置認可及び認可内容の変更にかかる手続については、次のとおりとする。

1 設置認可の申請

第5条の規定による承認を受けた法人は、児童福祉施設設置認可申請書に必要な書類を添付し、認可を受けようとする日の30日前までに市長に提出すること。市長は、申請された保育所の設置認可に関して、その内容を審査し、保育所の設置経営を認可した場合は、児童福祉施設設置認可書を、申請者に交付することとする。ただし、設置経営を認可しない場合には、申請者にその旨を通知することとする。

2 内容変更の手続

保育所の建物その他設備の規模構造、使用区分、屋外遊戯場、建物敷地の使用に係

る権利関係、定員等の運営方法又は代表者若しくは施設長を変更しようとする設置経営主体は、児童福祉施設内容変更届出書に必要な書類を添付し、変更しようとする日の30日前までに市長に提出すること。市長は、変更届出書の提出を受けたときは、申請者に受理した旨を通知することとする。

3 廃止又は休止の協議

保育所の廃止又は休止が、保育所の公共性から多大な影響を及ぼすことにかんがみ、設置経営主体は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当の期間の余裕をもって、市長に協議すること。ただし、建物等に対して国又は市の補助がなされた保育所を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長に協議すること。

4 廃止又は休止の手續

保育所を廃止又は休止をしようとする設置経営主体は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書を市長に提出すること。市長は、申請された保育所の廃止又は休止に関して、その内容を審査し、廃止又は休止を承認した場合は、児童福祉施設廃止（休止）承認書を申請者に交付することとする。ただし、廃止又は休止を承認しない場合には、申請者にその旨を通知することとする。

附 則

この基準は、平成24年 2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年 6月29日から施行する。

参 加 表 明 書

奈良市民間保育所設置・運営事業者募集について参加を表明します。

平成 年 月 日

(あて先)
奈良市長

提出者 (事業者)

〒・住所

事業者名

代表者

(設計者)

〒・住所

商号又は名称

代表者

建築士事務所登録番号

応募予定地域 () 駅周辺
設置予定地 奈良市 ()

連絡先担当者 (事業者)

所 属

氏 名

電 話

F A X

E-mail

備考 代表者印は法人にあっては印鑑登録印を、法人以外にあっては代表者個人の印鑑登録印を押印して下さい。

設計事務所の主要業務実績（平成19年4月以降に竣工、設計完了したもの）

設計業務名	発注者	受注形態 （単独又はJV）	施設の概要	
			構造 階数 延床面積	完了 年月
認可保育所・認可幼稚園・認定こども園				
その他の児童福祉施設				

備考

- 1 実績は平成19年4月以降に竣工し、設計業務が完了した当該事務所の実績を記入する。
- 2 「認可保育所・認可幼稚園・認定こども園の設計業務実績」「その他の児童福祉施設の設計業務実績」は、それぞれ3件以内とする。
- 3 受注形態は、単独又はJVの別を記入する。
- 4 施設の概要は構造種別、地上、地下階数、延床面積、完了年月を記入する。

「第一次審査の内容及び配点」

審査項目		審査基準		配点
企画 コン セプト	計画全般	(1) 応募動機及び保育所運営	応募された動機	10
	事業方針		保育所における保育理念や保育所運営について事業者の考え方	10
	現状把握・分析			
実現性	事業計画	(2)施設整備	保育室等各部屋の状況 園庭の広さ、位置・遊具等の状況 駐車場の台数	10
		(3)保育内容	保育目標,ねらい,保育内容	10
			特別保育対策事業(延長保育、障がい児保育)について	10
			食育の取組について	10
			延長保育、障がい児保育以外で実施しようとする特別保育対策事業について	5
			子育て相談体制について	5
			未就園児とその保護者への対応について	5
			特色・独自性のある取組みについて	5
		(4)職員の研修	職員研修に対する考え方や取組みについて	5
		(5)職員配置	職員配置計画について	5
職員の採用計画、職員年齢バランスについて	5			
信頼性	家庭との連携	(6)家庭及び保護者との信頼関係の構築	家庭及び保護者と信頼関係を築くための取り組みや情報提供の方法等について	5
	交流・連携	(7)関係機関との連携及び地域との交流・連携(児童虐待対応等について)	関係機関との連携及び地域との交流・連携についての取り組み	5
	危機管理体制	(8)事故防止・安全対策	園内外での事故防止対策,災害時等に備えての体制づくりや避難訓練,不審者対策等の安全対策についての考え方や取り組み	5
法令 遵 守 果 効 率 性	事業効果	(9)保育所建設位置の選定理由や定員の弾力化	・保育所の立地条件や交通事情等の利便性 ・他保育所との平衡性 ・将来の定員増など弾力的な児童受入の可能性	10
		(10)管理運営	安定した管理運営を継続できる経営基盤,経営能力,運営実績	10
< 合計 >				130

【採点及び選考方法】

選考委員5名による個別採点方法です。

	配点10点	配点5点
大変優れている	10点	5点
やや優れている	8点	4点
普通	6点	3点
やや不十分	4点	2点
不十分	0点	0点

- ・ 5人の選考委員の合計点が390点未満(合計650点満点の60%未満)の場合は選考対象外とします。
- ・ 1人の選考委員の合計点が78点未満(合計130点満点の60%未満)が1人以上あった場合は選考対象外とします。
- ・ 5人の選考委員の合計点の高い順に、最優先地域から3事業者、優先地域から2事業者、その他地域から1事業者を選定し、第二次審査を行います。

「第二次審査の内容及び配点」

審査項目		審査基準	点数
プレゼンテーション等における評価	1 保育園運営・事業計画	管理運営・事業計画に対して明確かつ適切なビジョンを持っていると認められる	10
		事業計画に実行性があると認められる	10
		熱意や意欲が感じられ、質問に対する回答が的確である	10
	2 総合評価	児童が安心・安全に過ごせる保育園を設置・運営することができると認められる	10
		安心した質の高い保育サービスを行うことができると認められる	10
		保育所の運営管理の効率化を図るとともに、安定して行うことができると認められる	10
< 合計 >			60

【採点及び選考方法】

- ・ 選考委員 5 名による個別採点方式です。
- ・ 「標準の項目を満たしている」を6点として、「良い取り組みがある」が8点、「特に良い取り組みがある」が10点、「条件を満たしていない」が4点、「問題あり」が1点。

【第二次審査及び最終候補者の選定】

- ・ 第一次審査と第二次審査の 5 人の選考委員の合計点算出
- ・ 全委員の合計点または 1 人以上の委員の点数が、満点の 60% を下回った場合は、選考対象外とする。
- ・ さらに < 最優先地域 > 30 点、 < 優先地域 > 10 点を加算し、順位付けを行う。
- ・ 総合得点により第 1 位から第 6 位で順位付けを行うが、1 位と 2 位の事業者が同じ駅周辺になった場合、2 位の事業者は次点とし、1 位の事業者と違う駅周辺の事業者の中で順位の高い事業者を 2 位とする。

奈良市民間保育所設置運営事業者
プレゼンテーションについて（案）

1. プレゼンテーションの概要

実施日時・会場

平成 24 年 9 月下旬 場所未定

詳細については後日、第一次審査通過事業者に通知します。

実施時間

1 事業者につき 25 分程度(プレゼンテーション 15 分、質疑応答 10 分程度)を予定しています。

なお、質疑応答については、時間の都合上、簡潔・明瞭にお答えいただくようお願いいたします。

その他

ア 提案内容には奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）第 29 条第 2 項に定める不開示情報に該当するものが含まれており、プレゼンテーションは非公開で行います。

ただし、事業者選定後に議事録要旨、事業候補者名及び提案書の概要を公開します。

イ プレゼンテーションは、提出された提案書に基づくものとします。また、パワーポイントの使用も認めます。

ただし、スクリーンのみ市で用意しますが、その他の必要物品（パソコン、プロジェクター等）については事業者でご用意ください。

なお、これらのものを使用される場合は、事前に申し出てください。

ウ プレゼンテーションへの出席は、プレゼンテーションを行う者 1 名、その他 3 名以内の計 4 名以内とします。

なお、必ず法人代表者（担当理事又は本事業の責任者でも可）と施設長候補者の出席をお願いします。

2. プレゼンテーション手順

セッティング

- ・プレゼンテーション開始15分前にセッティングを行い、事務局立会いのもと起動確認をお願いします。
- ・追加資料の配布は認めません。

プレゼンテーション開始

- ・準備ができ次第、発表者は所定の位置に立っていただきます。
- ・司会が番号、事業者名を紹介 プレゼンテーション開始

発表

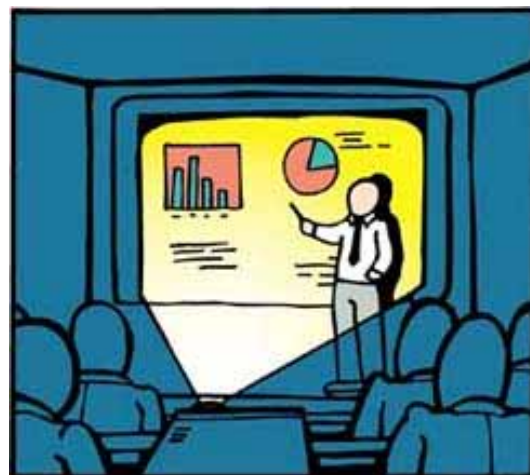
- ・発表者からの提案内容についての説明は15分以内です。
- ・説明開始後、10分で予鈴のベル(1回)が鳴ります。
- ・説明開始後、15分で終了のベル(2回)が鳴り、その時点で説明終了となります。

質疑応答

- ・説明終了後、審査委員から提案者へ質問(10分程度)をします。
- ・質問には、簡潔にわかりやすく答えてください。
- ・質疑応答終了後、機材等の片付けを迅速に行ってください。
- ・次の説明の開始時刻及び会場が決まっていますので、他の事業者に迷惑がかからないように注意してください。

プレゼンテーション終了後

- ・他の事業者のプレゼンテーションが始まりますので、退出する場合は、事業者の質疑応答終了後の入れ替わり時に静かに退出してください。



民間保育所設立公募に係る質問書

奈良市子ども未来部子ども政策課 あて

平成 年 月 日

事業者名			
質問者	役職・氏名		所属
	連絡先	電話，FAX，Eメールアドレス等を記載	
質問事項			

平成 年 月 日

奈良市子ども未来部子ども政策課 あて

民間保育所設立公募に係る説明会参加申込書

平成24年8月8日に行われる民間保育所設立公募に係る説明会への参加を申し込みます。

申込事業者	事業者名	
	代表者氏名	
	所在地又は住所	
参加者	フリガナ氏名	
	フリガナ氏名	
	フリガナ氏名	
担当者	フリガナ氏名	
	部署	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	
	E-mail	

提出書類一覧

法人名			
資料番号	提出書類	様式	提出
1	奈良市民間保育所設置運営事業者公募申込書	1	
2	事業者概要	2	
3	認可保育所運営実績 ()	3	
4	施設設置計画書	4	
5	資金計画書	5	
6	提案内容に係る記述	6-1,6-2,6-3, 6-4,6-5	
7	施設周辺等の状況	7	
8	配置図、各階平面図、外観図 (園庭・駐車場・遊具等の位置、建物内各部屋の用途が分かるように記載すること)	A3サイズ 各1枚	
9	施設建設予定地の位置図、現況写真	A4サイズ 様式任意	
10	建設する用地が事業者の所有地若しくは取得見込み、または借地であることを証する書類(登記簿謄本等)		
11	法人登記簿謄本又は法人の履歴事項全部証明書		
12	法人の定款		
13	事業者の役員名簿		
14	事業者の代表者及び、施設長予定者の履歴書		
15	事業者の決算書類(収支計算書・貸借対照表・財産目録等:平成21年~23年度分) 既設の社会福祉法人以外は、普通・当座預金を確認できる書類も添付		
16	事業者の予算書類(平成24年度分)		
17	直近3年間の既存保育所の指導監査結果の写し()		
18	運営する保育所資料(既存園の保育過程、保育計画等)()		
19	事業者の事業全体の概要書(しおり、パンフレット可)		

()の付いている資料はある場合のみ提出して下さい。

<注意事項>

1. 公募申込書の印は法人の印鑑登録印を押印して下さい。
2. 正本1部、副本10部提出(資料はサイズ指定のあるものを除きA4サイズで綴込、資料番号をインデックスで標示)
3. 当該提出書類一覧は、提出欄に を付し、綴じ込んだ資料の先頭に添付してください。
4. 必要に応じて追加資料を請求する場合があります。
5. 記入欄が不足の場合は別紙に記入して添付してください。

様式 1

平成 年 月 日

(あて先)
奈良市長

(申込者)
所在地

法人名

代表者職氏名

奈良市民間保育所設置運営事業者公募申込書

私は、奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項の応募資格を満たしており、事業者として決定された場合は、奈良市の指導のもと保育所を設置運営したく提出書類を添えて申し込めます。

様式 2

事業 者 概 要		
法人名		
代表者名		
法人事務所 所在地		
設立年月日	年 月 日	
経歴・沿革		
職員数	役員	名
	正職員	名
	パート・アルバイト等	名
業務内容	(具体的に記入)	

様式 3

認可保育所運営実績

(ほか 件)

施設名			
直営又は 受託の別 (受託元)	()	()	()
運営開始年月日又 は受託年月日			
入所定員	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人
入所者数(直近 月)	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人	0歳児 人 1～2歳児 人 3歳児以上 人 合計 人
開所時間(延長保 育時間を除く)	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分
延長保育時間	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分	午前 時 分～ 午後 時 分
保育所の休日			
おやつの有無(1日 あたりの回数)	有 ・ 無 (回)	有 ・ 無 (回)	有 ・ 無 (回)
職員数の内訳	所長： 人 保育士： 人 調理員： 人 その他： 人	所長： 人 保育士： 人 調理員： 人 その他： 人	所長： 人 保育士： 人 調理員： 人 その他： 人
1年間の運営費 (うち人件費)	円 (円)	円 (円)	円 (円)

様式 4

施設設置計画書

1 概要

項目	内 容			
1	定員	人		
	(内訳)	0歳児 人 , 3歳児 人 ,	1歳児 人 , 4歳児 人 ,	2歳児 人 5歳児 人
2	建物の構造及び規模			
	構造	造		
	耐火, 準耐火等			
	階数	階建		
	延床面積	m ²		
3	園庭の造作及び規模			
	園庭面積	m ²		
	主な造作物			
4	保護者の駐車場	保育所敷地内	台分	・ 保育所敷地外 台分

2 建設予定地の状況

応募地域	駅周辺
------	-----

建設予定地地番	地 目	面 積	所有形態(所有者)	土地規制の状況 (例:農振地域)
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
		m ²		
敷地面積計		m ²		

様式 5

資 金 計 画 書

1 . 用地取得費の内訳

支 出		収 入	
用地取得費 (寄付の場合は0円記入)	千円	借入金	千円
		寄付金	千円
用地賃借の保証金等	千円	自己資金	千円
合 計	千円	合 計	千円

2 . 整備事業費の内訳

支 出		収 入	
用地造成費	千円	補助金 別紙1参照	千円
本体工事費	千円	借入金	千円
設計費	千円	寄付金	千円
開設準備費(備品)	千円	自己資金	千円
その他	千円		
合 計	千円	合 計	千円

【参考】

補助予定額について

定員90名の基準額から算出

本体工事基準額	156,200,000円
設計料加算	本体工事費の5%
保育所開設準備費加算	2,042,550円
補助基準額	上記の合計額
補助予定額	補助基準額と本体工事費を比較して 少ない方の額の3/4の額(千円未満切り捨て)

注：補助予定額は現行の安心こども基金の補助基準に基づく補助予定概算額の目安であり確定するものではありません。

様式 6 - 1

提案内容に係る記述

項 目		提案内容
(1) 応及 所考 いて	機 育 の つ 動 保 営 に 募 び 運 え	
	た れ た つ い さ れ た つ い 機 動 に つ い て	
	保 育 所 の 使 命 ・ 役 割 や 保 育 所 運 営 に つ い て	

様式 6 - 2

提案内容に係る記述

項 目		提 案 内 容			
(2) 保 育 内 容 に つ い て	保 育 目 標 ,ね ら い ,保 育 内 容	保 育 所 全 体 の 方 針 , 目 標			
			年 齢 児 児 児 ご と 目 標 ・ ね ら い 等	年 齢	目 標 ・ ね ら い
		0 歳 児			
		1 歳 児			
		2 歳 児			
		3 歳 児			
		4 歳 児			
	5 歳 児				
	特 別 保 育 対 策 事 業 (延 長 保 育 、障 が い 児 保 育) の 方 針 ・ 計 画				
	給 食 の 実 施 方 法	直 営 ・ 委 託 (実 施 方 法 を で 囲 む)			
	食 育 の 取 組 に つ い て				

提案内容に係る記述

項 目	提案内容
<p>(3) 職員の研修について</p>	
<p>(4) 職員配置について</p> <p>(最低基準)</p> <p>0歳児：1対3 1歳児：1対6 2歳児：1対6 3歳児：1対20 4歳児：1対30 5歳児：1対30</p>	<p>年齢ごとの最 の基準を上 の保育士数 を満たした うえで保育 士数の確保 やその他の 専門職員の 配置など 運営体制</p>
	<p>職員の採用 計画、職員 の年齢バラ ンス</p>

様式 6 - 4

提案内容に係る記述

項 目	提 案 内 容
(5) 家庭及び保護者との信頼 関係の構築について	
(6) 関係機関との連携及び地 域との交流・連携につい て（児童虐待対応等につ いて）	
(7) 事故防止・安全対策につ いて	
(8) 保育所建設位置の選定理 由や定員の弾力的な受け 入れについて	

提案内容に係る記述

項 目	提 案 内 容
<p>(9) 延長保育、障がい保育以外で実施しようとする保育サービスの計画と内容（休日・一時預かり・病後児保育等）</p>	
<p>(10) 子育て相談体制について</p>	
<p>(11) 未就園児とその保護者への対応について</p>	
<p>(12) その他特色・独自性のある取組みについて</p>	

様式 7

施設周辺等の状況

<p>周 辺 道 路 の 状 況 (自 家 用 車 で の 送 迎 の 便)</p>	
<p>周 辺 の 交 通 状 況 (自 家 用 車 で の 送 迎 の 便、 公 共 交 通 機 関 で の 送 迎 の 便)</p>	
<p>日 照 状 況 (施 設 の 日 照 状 況 及 び 周 辺 施 設 に 対 す る 日 照 へ の 影 響 等)</p>	
<p>騒 音 状 況 (周 辺 の 騒 音 の 状 況 等)</p>	